

## I. はじめに

EDINETに掲載する有価証券報告書等の開示書類は、XBRL (eXtensible Business Reporting Language) という標準化された言語で作成されており、さらに開示項目・要素ごとにタグを付けることによって、情報の検索・集計・比較・分析等が容易かつ高速に行えるようになります。

上場会社等に対して2021年3月期から監査報告書への記載が義務化された「監査上の主要な検討事項」にもタグ付けが求められますが、適用初年度だったこともあり、タグ付けを誤った事例が見られました。また、2022年3月期からは「その他の記載内容」も加わり、タグ付けの範囲が追加されます。

そこで今回のSeiwa Newsletterでは、監査報告書へのタグ付けに関して、従来からの変更点や新たに明確化された点にスポットを当てて解説します。

## II. 監査上の主要な検討事項 (KAM)

KAMに対して必要なタグ付けは、監査報告書ごとに一つだけタグ付けするものと、KAM記載ごとに1つずつタグ付けするものがあります。

### 【HTML上のレイアウトに係る注意事項】

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、・・・

〇〇〇に係る収益認識

監査上の主要な検討事項 内容及び決定理由	監査上の対応
【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上	当監査法人は、主に以下の監査手続を実施した。 (1)・・・
基準に記載のとおり、・・・ 会社は、・・・	・・・ (2)・・・

⑤「内容及び理由」タグ

⑥「監査上の対応」タグ

表中に区切り線を挿入すると表が分割表示され、タグ付け範囲が区切られてしまうため、タグ付け漏れが生じる

### 【監査報告書ごとのタグ】

- ① 監査上の主要な検討事項
- ② 全体概要

### 【KAMごとのタグ】

- ③ 見出し
- ④ 開示への参照
- ⑤ 内容及び理由
- ⑥ 監査上の対応
- ⑦ 連結と同一内容である旨 (個別のみ)

今回タグ付けの範囲に変更はありませんが、金融庁が2021年11月に公表した改訂ガイドラインにおいて、⑤～⑦のタグ付け方針が明確化されています。

#### ● HTML上のレイアウトに係る注意事項 (⑤⑥)

「内容及び理由」と「監査上の対応」をHTML表又はテーブル行で記載する場合に、表の区切りを記載の途中で挿入すると、一つのテキストブロックでタグ付けできません。一つのKAMの「内容及び理由」と「監査上の対応」を一つのテキストブロックでタグ付けできないようなHTMLのレイアウトは可能な限り避けてください。

#### ● 連結と同一内容である旨のタグ付け (⑦)

連結財務諸表の監査報告書において同一内容のKAMが記載されている場合には、個別財務諸表の監査報告書においてその旨を記載し、KAMの記載を省略することができます。

実務上、「見出し」の次に省略する旨の文言のみ記載してい

るケース、「内容及び理由」や「監査上の対応」の一部を記載しているケースなど、さまざまな事例が見られます。

今回、「内容及び理由」と「監査上の対応」の記載がなく、「見出し」、「開示への参照」及び「連結と同一内容である旨」(「開示への参照」は記載がない場合あり)のみを記載してい

る場合に、「連結と同一内容である旨」のタグ付けをすることが明確化されました。

一つの KAM で「連結と同一内容である旨」の記載があっても、「内容及び理由」又は「監査上の対応」の記載がある場合には、「連結と同一内容である旨」のタグ付けはしないので、留意してください。

【連結と同一内容である旨のタグ付け】

**監査上の主要な検討事項**  
監査上の主要な検討事項とは、・・・

〇〇〇に係る収益認識  
【注記事項】(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおり、・・・

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由並びに監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（〇〇〇に係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

「連結と同一内容である旨」タグ

III. その他の記載内容

その他の記載内容とは、監査人が監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいいます。有価証券報告書の場合、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」といった記述情報などが該当します。

2022年3月期から、監査人がその他の記載内容を通読した結果が監査報告書に記載されることとなり、当該記載に対して次のタグ付けが求められるようになりました。

① その他の記載内容

その他の記載内容全体に対してタグ付けされます。連結と個別の両方において必ずタグ付け対象となります。

② 未修正の重要な誤り

その他の記載内容に未修正の重要な誤りが記載される場合に、その内容に対してタグ付けされます。

上記②に関して、監査人からその他の記載内容の誤りに関して指摘があった場合、通常は適切に修正するはずであるため、このような記載及びタグ付けが行われるケースは極めて稀と考えられます。

念のため、監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」付録2におけるその他の記載内容の文例とタグとの関係を示した表を以下に掲載します。

【その他の記載内容の文例とタグとの関係】

	その他の記載内容		監査意見	使用されるタグ
	入手状況	重要な誤り		
文例1	全て入手	無	無限定適正	①
文例2	一部入手	無	無限定適正	①
文例3	未入手	-	無限定適正	①
文例4	全て入手	有	無限定適正	①②
文例5	全て入手	無 (範囲制約)	限定付適正	①
文例6	全て入手	有	不適正	①②
文例7	存在しない	-	-	①

「未修正の重要な誤り」タグが使用されるのは、あくまで重要な誤りがあると記載されているケース（文例4,6）であり、その他の記載内容が入手できないケース（文例3）や監査範囲の制約により重要な誤りの有無が判断できないケース（文例5）では「未修正の重要な誤り」タグは使用しない点に留意ください。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : [research@seiwa-audit.or.jp](mailto:research@seiwa-audit.or.jp)

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>

## 【その他の記載内容のタグ付け】

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

以下に記載のとおり、当監査法人は、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断している。

...

①「その他の記載内容」タグ

②「未修正の重要な誤り」タグ